ロ　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本

ロ　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

（勾留状の謄本等の弁護人への提供の請求等）

**第百五十条の六**　勾留状の執行を受けた被疑者又はその弁護人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものの弁護人への提供を請求することができる。

一　勾留状が書面である場合　勾留状の謄本

二　勾留状が電磁的記録である場合　勾留状に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

［2　略］

3　前項の規定による通知を受けた検察官は、勾留状並びに法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの及び法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるもの（いずれもその提供があつた場合に限る。）を提出しなければならない。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつたとき（以下この条において「全部通知の裁判があつたとき」という。）は、勾留状を提出すれば足りる。

4　前項の検察官は、第二項の規定による通知に係る事件において法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、前項の規定による勾留状等の提出と同時に、次の各号に定める措置のうち、とるべきものを通知するものとする。ただし、第二号に定める措置をとるべき旨の通知は、第一号に定める措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ⑴若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は同項第一号ハ⑵若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときに限り、することができる。

一　弁護人に対し、勾留状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載又は記録がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付して、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものを提供すること。

イ　勾留状が書面である場合　勾留状の謄本

ロ　勾留状が電磁的記録である場合　勾留状に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

（勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等）

**第百五十条の五**　勾留状の執行を受けた被疑者又はその弁護人は、その謄本の弁護人への交付を請求することができる。

［新設］

［2　同上］

3　前項の規定による通知を受けた検察官は、勾留状並びに法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの及び法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるもの（いずれもその交付があつた場合に限る。）を差し出さなければならない。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつたとき（以下この条において「全部通知の裁判があつたとき」という。）は、勾留状を差し出せば足りる。

4　前項の検察官は、第二項の規定による通知に係る事件において法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、前項の規定による勾留状等の差出しと同時に、次の各号に定める措置のうち、とるべきものを通知するものとする。ただし、第二号に定める措置をとるべき旨の通知は、第一号に定める措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ⑴若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は同項第一号ハ⑵若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときに限り、することができる。

一　弁護人に対し、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものに記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付して勾留状の謄本を交付すること。

［新設］